

第二章 村の財政

第一節 概況

財政の構造

地方自治体の財政組織は地方自治法にその基本が示されており、その運営管理についての細目は地方財政法の規制をうけることになっている。地方財政法第二条には「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやくも国の政策に反し、または国の財政もしくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。国は、地方財政の自主的な、かつ健全な運営を助長することに努め、いやくもその自律性をそこない、または地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」とある。市町村はそれぞれ自治体として独自の自治権を持つているが財政運営に関しては国家財政を離れては成り立たないのである。

財政は予算書の定めるところによって運営される。本村の財政は一般会計予算と、特別会計国民健康保険事業・簡易水道事業・老人保険医療事業予算で運営されている。以上の会計外にその資金の運用が特定されている基金がある。すなわち①財政調整基金②国民健康保険運営調整基金③国民年金印紙購入基金④土地開発基金等である。これらの基金はそれぞれの利子及び剰余金からその一部を積み立てられたもので、必要時に一般歳入に繰り入れられるものである。

地方自治法第二百十條に「一會計年度における一切の收入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならぬ」。これを總計予算主義の原則といつてゐる。そして同法第二百十一條には「普通地方公共団体の長は、毎會計年度予算を調整し、年度開始前に、議会の議決を経なければならぬ。(以下略)」と執行手続を示している。自治法施行令では歳入歳出予算書の様式の基準が示されている。この予算方式は自治法施行後、昭和三十九年度に改定された。この改定の意図するところは、自治体をも一つの企業体と見て、その経理を単に収支のバランスの上からのみ見ることなく、経済効果の分析にも役立つせよとした科目の再編合理化であつたといえる。この内容を昭和六十年歳入決算書についてみると次のとおりとなる。

歳入の部

款	項	目
一、村 税	1、村民税 2、固定資産税 3、軽自動車税 4、村たばこ消費税 5、電気税 6、木材引取税 7、特別土地保有税	①個人 ②法人 ①固定資産税 ②国有資産等所在市町村交付金及び納付金 ①軽自動車税 ①村たばこ消費税 ①電気税 ①木材引取税 ①特別土地保有税
二、地方譲与税	1、自動車重量譲与税 2、地方道路譲与税	①自動車重量譲与税 ①地方道路譲与税
三、娯樂施設利用税交付金	1、娯樂施設利用税交付金	①娯樂施設利用税交付金
四、自動車取得税交付金	1、自動車取得税交付金	①自動車取得税交付金
五、地方交付税	1、地方交付税	①地方交付税

第二章 村の財政

六、交通安全対策特別交付金	1、交通安全対策特別交付金	①交通安全対策特別交付金
七、分担金及び負担金	1、負担金	①民生費負担金（児童措置費）
八、使用料及び手数料	1、使用料	①教育使用料（社会教育使用料）
	2、手数料	①総務手数料（証明、戸籍、督促他）
		②衛生手数料
九、国庫支出金	1、国庫負担金	①民生費国庫負担金（被用者児童手当、非被用者児童手当、特例給付、児童福祉施設）
	2、国庫補助金	①衛生費国庫補助金
		②教育費国庫補助金（小学校費、学校給食費）
一〇、県支出金	3、委託金	①民生費委託金（社会福祉費、国民年金費）
	1、県負担金	①民生費県負担金（被用者児童手当、非被用者児童手当、児童福祉施設）
	2、県補助金	①総務費県補助金（徴税費）
		②民生費県補助金（社会福祉費、児童福祉費）
		③衛生費県補助金（保健衛生）
		④農林水産業費県補助金（農業費）
		⑤土木費県補助金
		⑥教育費県補助金
		⑦公債費県補助金
	3、委託金	①総務費委託金（総務管理費、統計調査費、移譲事務費）
		②商工費委託金
一一、財産収入	1、財産運用収入	①財産貸付収入
一二、寄付金	1、寄付金	①利子及び配当金
一三、繰入金	1、基金繰入金	①寄付金
		①基金繰入金

<p>一四、繰越金 一五、諸収入 一六、村債</p>	<p>1、繰越金 1、村預金利子 2、雑入 1、村債</p>	<p>①繰越金 ①村預金利子 ①農林水産業費収入 ②雑入 ①村債</p>
<p>歳出の部 一、議会費 二、総務費 三、民生費</p>	<p>1、議会費 1、総務管理費 2、徴税费 3、企画開発費 4、戸籍住民基本台帳費 5、選挙費 6、統計調査費 7、監査委員費 1、社会福祉費</p>	<p>①議会費 ①一般管理費 ②財産管理費 ③公平委員会費 ④交通安全対策費 ⑤諸費 ①税務総務費 ②賦課徴収費 ①企画開発費 ①戸籍住民基本台帳費 ①選挙管理委員会費 ②明るく正しい選挙推進費 ①統計総務費 ②指定統計調査費 ①監査委員費 ①社会福祉総務費 ②老人福祉費 ③国民年金費</p>

第二章 村の財政

九、教育費	八、消防費	七、土木費	六、商工費	五、農林水産業費	四、衛生費
1、教育総務費 2、小学校費	1、消防費	1、土木管理費 2、道路橋梁費	1、商工費	1、農業費 2、清掃費	1、保健衛生費 2、児童福祉費
① 学校管理費	① 常備消防費 ② 非常備消防費	① 道路維持費 ② 道路改良費 ③ 観光費	① 商工総務費 ② 商工振興費 ③ 保護費	① 農業委員会費 ② 農業総務費 ③ 農業振興費 ④ 造林費	① 児童福祉総務費 ② 児童措置費 ③ 児童福祉施設費 ④ 環境衛生費 ⑤ 乳児医療費 ⑥ し尿処理費 ⑦ 尿処理費 ⑧ 農林水産費 ⑨ 農林水産費 ⑩ 農林水産費 ⑪ 農林水産費 ⑫ 農林水産費 ⑬ 農林水産費 ⑭ 農林水産費 ⑮ 農林水産費 ⑯ 農林水産費 ⑰ 農林水産費 ⑱ 農林水産費 ⑲ 農林水産費 ⑳ 農林水産費

<ul style="list-style-type: none"> 一〇、公債費 一一、諸支出金 一二、予備費 	<ul style="list-style-type: none"> 3、中学校費 4、社会教育費 5、保健体育費 1、公債費 1、基金積立金 1、予備費 	<ul style="list-style-type: none"> ②教育振興費 ①学校管理費 ①社会教育総務費 ②公民館運営費 ①保健体育総務費 ②学校給食費 ①元金 ②利子 ①基金積立金 ①予備費
---	---	---

(注) 災害復旧費は災害発生の場合、教育費の次に款が設定される。

地方交付税

地方交付税は村税に次ぐ重要財源なのでこの制度内容について少しふれておく。

この制度はシャープ勧告(税制の項参照)により昭和二十五年五月法律第二二一号により公布された地方交付税法によりはじまる。その目的は「地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財産の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化する」とある。要するに都道府県各市町村とも市街地あり僻(へき)地ありで財政内容はまちまちで自然体のままでは行政格差は是正されない。地方交付税制度を通じて交付の基準を設定し、これによって財源の均衡化を図る一方、行政への指針を示そうとしたものである。

地方交付税は、国税として徴収された所得税、法人税、酒税の三税のうちから一定割合を控除して、これを財源と

して各都道府県市町村に配分交付されるものである。制度の当初は地方財政平衡交付金と称されたが、本質は税と見て差し支えない。この交付税の算定には一定方式の基準が次のとおり設けられている。

自治省では人口十万人の市の標準的な市域、産業構造、学校、道路橋梁、その他各種の公共施設を想定してこの行政に対する基準財政需要額なるものを算定した。これに対応し交付対象市町村について、その実態に即して必要な正増減を加え当該市町村の基準財政需要額なるものを算定する。この手続きを態容補正といい、その数値は消防費は人口数。土木費は人口数および道路面積・延長。教育費は児童生徒数・学級数・学校数・教職員数。厚生労働費は人口数。産業経費は農家数・商工業従業者数・林業工業従業者数。その他の行政費は本籍人口数・世帯数・行政区面積に応じて定められている。このほか人口急増補正、人口急減補正、数値急減補正、投資補正、事業費補正、寒冷補正、密度補正によって算定された額が不測な経済的変動がないものとした平時における基準財政需要額と見なされるのである。

基準財政収入額は当該年度徴収可能とされる税収入そのもので決められる。こうして算定された基準財政需要額と基準財政収入額との差額、つまり財源不足額が交付基準額として交付されることになっている。

本村の各年次にわたり交付された地方交付税の交付額、算定内容は第一表のとおりである。

交付基準額（単位千円）

的 経 費			公債費	土 地 開 発 基 金 費	財 政 調 整 基 金 費	臨 時 土 地 対 策 費	錯 誤 訂 正 額	合 計
厚 生 労 働 費	産 業 経 済 費	そ の 他 行 政 費						
			127					6,868
			134					7,307
			144					8,484
			144					11,163
			144				138	13,635
			146					16,371
			141					20,707
			138					24,516
			116					26,614
			81					33,032
			79					41,459
1,233	1,530	4,233	78					57,782
1,334	1,884	4,462	58					75,828
2,221	2,888	5,666	58	9,156				103,913
3,332	3,532	13,160	58					122,845
4,914	4,380	17,743	58	6,281				155,622
6,669	4,631	21,010	39	10,680	4,587	881		211,973
9,377	4,872	21,490				599	△73	222,541
11,120	2,982	8,370						253,489
11,620	3,916	27,279	1,989					291,485
14,077	4,683	33,923	1,989					335,958
18,198	4,049	41,812	5,568					385,006
19,954	5,223	48,527	6,558					452,217
21,184	6,419	54,936	7,148				△5,760	466,335
22,270	8,314	63,183	7,644					503,779
21,001	5,338	68,647	8,289					518,381
19,538	5,659	62,268	8,389					522,955
19,527	8,155	66,517	8,269					559,122
19,551	8,379	68,677	8,078					594,380

に掲げた。

第二章 村の財政

(第1表)

(基準財政需要額)

地方交付税

区分 年度	経 常 経 費							投 資	
	消防費	土木費	教育費	厚生 労働費	産 業 経 済 費	その他 行政費	災 害 復 旧 費	土木費	教育費
33	267	1,804	1,698	332	618	2,022			
34	281	1,674	1,873	334	622	2,389			
35	321	1,873	1,999	380	741	3,026			
36	442	2,692	2,426	554	879	4,026			
37	555	3,015	2,989	661	1,153	4,980			
38	648	3,851	3,736	764	1,379	5,847			
39	751	5,065	4,988	953	2,169	6,640			
40	850	5,608	6,319	1,084	2,705	7,812			
41	795	6,870	5,307	1,132	3,495	8,899			
42	955	9,502	6,255	1,745	4,450	10,044			
43	1,459	12,382	7,472	2,676	5,863	11,528			
44	1,768	7,448	6,600	3,274	5,453	12,783	11,281	2,101	
45	2,245	8,575	7,900	4,989	6,688	15,069	20,158	2,466	
46	2,723	11,166	9,136	7,922	7,792	18,895	23,054	3,236	
47	7,686	12,562	10,331	9,164	8,874	21,741	28,639	3,766	
48	9,227	14,598	12,082	12,404	10,480	26,245	32,454	4,756	
49	12,182	17,117	17,076	16,219	13,403	39,948	39,693	7,838	
50	14,842	19,395	20,688	19,123	14,508	45,813	43,677	8,230	
51	20,898	26,856	25,554	25,848	15,788	60,637	48,266	7,170	
52	22,606	30,368	27,447	24,208	16,580	65,769	53,777	5,826	
53	25,628	33,838	30,779	26,680	16,717	77,856	62,779	7,009	
54	27,043	35,841	33,561	28,394	17,590	85,628	78,974	8,348	
55	28,632	40,255	35,116	30,563	18,165	91,690	85,155	42,379	
56	31,983	43,821	39,194	34,208	19,405	103,322	93,155	17,320	
57	33,521	46,193	40,686	36,755	20,428	108,305	100,957	15,523	
58	34,837	47,936	41,079	43,870	21,049	113,632	96,889	15,814	
59	35,936	48,279	41,545	47,060	21,478	117,931	97,724	17,148	
60	38,170	49,101	44,331	51,459	22,751	125,356	104,169	21,317	
61	42,510	50,229	47,695	58,567	23,868	138,440	110,430	17,956	

備考 昭和43年度までは経常経費、投資的経費の区分がなかったので、経常経費

交付金 及び 納付金	特 別 土 地 保 有 税	地 道 譲 与 税	方 路 税	特 例 交 付 金	錯 誤 訂 正 額	娯 楽 設 施 税 交 付 金	施 用 交 付 金	交 通 安 全 策 特 別 金	合 計	交 基 準 付 額
24								2,158	4,710	
26								2,164	5,143	
28								1,946	6,538	
31								2,095	9,068	
35					2			3,349	10,286	
47								4,435	11,936	
55								5,714	14,993	
66								7,039	17,477	
64				267		662		7,151	19,463	
76				403		1,268		9,566	23,466	
126						1,368		11,694	29,765	
137						1,498		16,783	40,999	
179						2,079		18,886	56,942	
202						3,526		22,990	80,923	
247						6,442		26,029	96,816	
287					4	12,060		45,431	110,191	
324	40,634					15,019		130,175	81,798	
563	70,698					13,563		190,624	31,917	
616	39,406	2,671			780	15,618		201,897	51,592	
881	53,366	3,089				17,213		218,658	72,827	
935	69,714	3,486				13,810		240,583	95,375	
1,193	57,171	6,330			160	13,645		248,867	136,139	
1,301	51,190	7,403				14,467		265,337	186,880	
1,465	46,683	7,196				13,810		269,636	196,699	
1,606	35,136	8,430			202	7,234		272,570	231,209	
1,789	28,243	8,491				7,562		280,797	237,584	
1,910	29,915	7,869			818	16,818		332,441	190,514	
1,980	22,535	8,071				17,541	709	409,462	149,660	
145	19,355	8,050				20,073	813	517,253	77,127	

第二章 村の財政

(基準財政収入額)

区分 年度	村民税	固 定 資産税	軽 自 動 車 税	たばこ 消費税	電 気 ガ ス 税	鉱産税	木 材 引 取 税	自動車 取得税 交付金	自動車 重量税 譲与税
33	189	642	15	272	183		833		
34	187	633	21	258	208		831		
35	201	603	27	284	230		573		
36	360	630	44	305	182		543		
37	395	1,325	88	451	292		761		
38	831	2,037	172	508	454		386		
39	1,294	2,374	243	685	637		426		
40	1,469	2,821	315	1,117	693		558		
41	610	2,587	332	1,282	751		596		
42	1,388	2,726	347	1,806	924		628		
43	1,301	3,425	418	2,042	1,156		604	1,254	
44	4,301	4,101	443	2,200	1,397		785	1,921	
45	4,454	4,719	454	2,727	1,516		732	2,026	
46	5,334	5,959	439	2,646	1,461		510	2,202	711
47	2,862	6,702	423	2,766	1,524		567	2,177	2,319
48	4,165	17,904	445	3,276	1,608		390	2,774	2,518
49	8,128	49,799	400	3,925	1,717		307	5,384	4,538
50	12,944	76,926	387	3,497	1,928		271	5,590	4,257
51	20,532	103,893	501	3,479	828		50	6,584	6,939
52	8,252	113,503	503	5,447	1,298		171	7,576	7,359
53	13,916	114,097	524	5,821	1,856		158	8,097	8,169
54	16,142	128,047	553	5,498	2,060		82	9,030	8,956
55	19,580	141,791	582	5,604	2,518		53	11,001	9,847
56	21,519	147,159	726	6,471	4,058		43	10,446	10,060
57	24,421	157,974	836	6,734	4,428		3	13,776	11,790
58	38,352	158,972	1,003	6,887	3,919		4	13,175	12,400
59	46,709	183,501	1,247	9,192	8,929			13,332	12,201
60	99,700	202,344	1,429	9,579	19,632			14,671	11,271
61	186,837	219,613	1,588	11,801	21,762			14,743	12,473

第二節 税制と税収

明治二十一年市制・町村制の公布にともない市町村税の体系が法制化された。これにより賦課できる税目は次のとおりで、はじめて市町村財政に税源が与えられた。

- (1) 国税附加税＝地価割＝地租附加税
- (2) 県税附加税＝戸数割附加税、雑種税附加税
- (3) 特別税

当時政府は、市町村自治の未成熟を理由としてこのように国税や府県税に対する附加税だけを認めて、独立税をなるべく起こさせないような方針をとった。そのため市町村は常習的な財政難に苦しみ、政府の出先機関としてのみの行政を余儀なくされた。市町村税戸数割が独立税としてはじめて市町村に認められるようになったのは、大正十五年の税制改正からである。この間実に三十八年を経過している。ちなみに市町村制施行後の鳴沢村は明治二十三年度の決算書にみる村税収入は地価割が七十一円五錢六厘、営業割が二十九円四十錢一厘、戸数割が三百五十七円六十二錢五厘、合計四百五十八円八錢二厘であった。その後昭和十五年の大規模な税制改革で従来の枠組みを拡大した税体系が成立した。これによりはじめて市町村財政は自立したかのような印象を与えられたが、その背後に太平洋戦争という暗い時代が待ちうけていたのである。

この時の改正内容は次のとおりであった。

- (1) 国税附加税＝地租、営業税、家屋税、鉱区税の各附加税

- (2) 県税付加税 || 段別税、船舶税、自動車税、電柱税、不動産取得税、漁業権税、狩猟者税、芸妓税の各付加税
- (3) 市町村独立税 || 市村民税、舟税、自転車税、荷車税、金庫税、扇風機税、屠畜税、犬税その他
- (4) 目的税 || 都市計画税、水利地益税、共同施設税
- (5) 間接課税によるもの || 配布税

右改正後の鳴沢村昭和十六年度決算にみる税収入は、国税付加税（地租）五百五十一円、県税付加税（自動車税、不動産取得税、家屋税、狩猟税）七百六十四円、独立税（村民税、自転車税、荷車税、金庫税、犬税）二千二百六十一円で合計三千五百七十六円である。別に地方分与税五千八百九十六円がある。

太平洋戦争終結後、税制は昭和二十二年、二十三年と部分改正を重ねたがこの過渡期昭和二十二年度決算にみる税収入は次のとおりである。村民税六万一千四百円、自転車荷車税三万三千七百円、県税は付加税八万八千円、雑種税一千五百円、これに地方分与税二十四万八千三百円を加えて合計四十三万三千元である。

昭和二十五年シャープ勧告により新しい地方税法が公布され地方財政は画期的な転換を成し遂げた。

シャープ勧告とは昭和二十四年来日したシャープ税制使節団が、同年八月に発表した国、地方の税制に関する報告書と、十月発表した同報告書付録をいうものである。その内容とするところは、課税の合理化、民間資本の蓄積、地方税の拡充に主眼をおき、とくに地方自治の強化と国、地方を通ずる行政事務の再配分を勧告したものである。昭和二十五年税制は勧告の趣旨にそって改正されたが、国会審議の場で曲折を経て勧告の趣旨とは若干の後退が認められる。この改正によって税体系は次のとおりとなった。

- (1) 普通税 || 市村民税、固定資産税、自転車税、荷車税、電気ガス税、鉱産税、木材引取税、広告税、入湯税、接客人税、法定外普通税

- (2) 目的税—水利地益税、共同施設税、
- (3) 地方財政平衡交付金

要するにこの税制改革の目的とするところは、戦前の中央依存の付加税中心主義を全面的に排し、独立税を軸として市町村財政を安定せしめ自治権を拡大せんとしたもので、戦前の地方財政制度に一線を画した改革であったのである。以後税目の改廃等部分的改正は累年行われてきたがその経過は第七表の村税収納状況によって知ることができ

村民税

村民税は納税義務者の申告に基づき均等割と所得割の二とおりで課税される。納税義務者は、①本村に住所を持っている個人と、住所を持っていないが本村に事業所、事務所、家屋敷を持っている個人②村内に事務所、事業所を持っている法人③村内に寮等の施設を持っている法人。法人でない社団、財団で代表者、管理人のあるものはこれに含まれる。税率その他内容区分は第二表のとおりである。次に所得割の課税標準であるが、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額が課税標準額となる。この計算は所得税法に定められた所得算定法式によりなされるものであるが、この数値から所定の所得控除をしたものが課税所得金額である。これに一定の税率を掛けて所得割が決定される。

本村における業態別にみた納税義務者数の首位は給与所得者で、これに営業所得者がつづき農業所得者、その他の事業所得者という順位になる。特に最近の動きとしてめだつのはその他の事業関係の所得額の上昇であるが、この原因は観光資本の進出にともなう一時所得の増加と考えられる。この内容は第三表に示すとおりである。

なお県民税は、均等割所得割とも別途税率により賦課同時に徴収される。

固定資産税

固定資産税の課税客体は、土地建物等の固定資産と償却資産である。納税義務者は固定資産、償却資産の所有者（質権地上権者も含む）である。なお固定資産税には非課税の範囲が多岐にわたり規定されているが、ここでは取りあげない。次に固定資産税の課税基準の決め方である。課税基準となる固定資産の評価額は原則として三年周期の基準年度ごとに改訂されることになっている。この基準年度とは昭和三十一年度及び三十三年度を基準とし、以後三十三年度から起算して三年または三の倍数の年度を経過することの年度のことをいい、最近の基準年度は昭和六十年年度となる。固定資産の評価は議会の同意を得て村長から任命された固定資産評価員が当たることになっている。この評価については県下各町村相互の均衡を失ないように、あらかじめ県当局によって決められた指示価格が基本となる。こうして決められた評価額に錯誤、不均衡があつた場合の納税義務者に対する救済措置として、税法上固定資産評価審査委員会という機関が設けられている。これは村長が議会の同意を得て選任した委員三名で組織され、納税義務者の訴えに対応するようになっている。歴代の審査委員は別表のとおりである。

固定資産税の課税客体の実態は第四表に示すとおりである。

軽自動車税

自転車、荷車税が廃止され、これに代わる税源として昭和三十三年度から軽自動車税が定められた。軽自動車税は原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対し、定置場所所在市町村でその所有者に課税することとなっている。課税基準はその車輛の総排気量、定格出力、形式によってそれぞれ異なる。その内わけは第五表のとおりである。課税客体の実態は第五表のとおりである。

村たばこ消費税

本税は昭和二十九年度からはじまる。専売公社が小売人に売り渡すたばこの金額を課税標準として、公社が納税義務を負っている。間接にはたばこ消費者がたばこ代金に含まれている税金分を負担していることに変わりはない。この税額算出は村内に所在するたばこ小売業者、公社販売所の売り上げ実績が基準となる。

電気ガス税

電気ガス税は使用料金を課税標準として、その使用者が納税義務を負っている。しかし実際には電気ガスの事業者が代理徴収してこれを村に納入している。

木材引取税

素材の引き取りに対して山元渡しの場合、容積を課税標準として素材生産地の市町村で引き取り者に課税する。立木の伐採後取り引きがない場合はその時点で引き取りがあったものとして所有者に課税される。

鉱産税

鉱物を採掘する業者に、その鉱物の価格を標準として課税される。本村には今までその課税実績がない。

特別土地保有税

地価が急上昇して土地が一部不動産業者などの投機的対照となり、経済に悪影響を及ぼす恐れが生じたので対策として本税が設けられた。納税義務者はその土地の所有者または取得者とされるが、この適用には制約がついている。すなわち昭和四十四年一月一日前に取得した土地の所有権移転については適用しないというのである。いわゆる土地ころがしによる地価の高騰にブレーキをかけ、善良な土地所有者を保護し地価の安定を図ろうとした税制である。

第二章 村の財政

入湯税

鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課す税金である。
一人一日につき百五十円を基準とする。

各年次にわたる村税の徴収実績は第七表のとおりである。

別表
固定資産評価審査委員

氏名	就任年月日	退任年月日
渡辺 輝	昭和六・一〇・三	昭和七・一〇・二
渡辺 達	〃 六・一〇・三	〃 三・七・三
渡辺 登	〃 六・一〇・三	〃 四・三・三
小島 廣	〃 七・一〇・三	〃 四・三・三
小林 修	〃 七・一〇・三	〃 四・三・三
渡辺 僖	〃 三・七・三	〃 四・三・三
渡辺 一郎	〃 四・三・三	〃 四・三・三
渡辺 睦	〃 四・三・三	〃 四・三・三
三浦 尊	〃 四・三・三	〃 四・三・三
小島 隆	〃 四・三・三	〃 四・三・三
小林 隆	〃 四・三・三	〃 四・三・三
佐藤 明	〃 四・三・三	〃 四・三・三
渡辺 正	〃 四・三・三	〃 四・三・三
渡辺 勝	〃 四・三・三	〃 四・三・三
清水 春	〃 四・三・三	〃 四・三・三
渡辺 末吉	〃 四・三・三	〃 四・三・三

第2表 村税の税率（昭和60年度現在）

税目	税率		区	分	税率
	個人	法人			
村	個人	所得割の税率	20万円以下の金額		100分の2.5
			20万円を超える金額		100分の3
			45万円を超える金額		100分の4
			70万円を超える金額		100分の5
			95万円を超える金額		100分の6
			120万円を超える金額		100分の7
			220万円を超える金額		100分の8
			370万円を超える金額		100分の9
			570万円を超える金額		100分の10
			950万円を超える金額		100分の11
			1,900万円を超える金額		100分の12
			2,900万円を超える金額		100分の13
			4,900万円を超える金額		100分の14
		均等割			1,500円
	法人税割			100分の12.3	

民 税	法 人	均 等 割	1 資本金額（出資金）と資本積立金額の合計額が50億円を超える法人で従業員が50人を超えるもの	年額300万円
			2 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数50人を超えるもの	〃 175万円
			3 資本等の金額が10億円を超える法人で従業員数50人以下であるもの、及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数が50人を超えるもの	〃 40万円
			4 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数50人以下であるもの、及び資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数が50人を超えるもの	〃 15万円
			5 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数が50人以下であるもの、及び資本等の金額が1,000万円以下で従業員が50人を超えるもの	〃 12万円
			6 前各号以外の法人	〃 4万円
			固定資産税	土地家屋及び償却資産評価額
たばこ消費税	従価割 従量割1000本につき	100分の14.3 350円		
電気ガス税		(電気)100分の5 (ガス)100分の2		
鉱産税	鉱物の価格	100分の1 又は100分の0.7		
木材引取税	素材引取価格	100分の2		
特別土地保有税	法定期限以後取得した土地価格	100分の1.4 又は100分の3		

第二章 村の財政

入 湯 税		一人1日につき	150円
軽 自 動 車	一 原 動 機 付 自 転 車	イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（二に掲げるものを除く。）	年額1,000円
		ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	〳 1,200円
		ハ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	〳 1,600円
		ニ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距の最大のもの）が0.5メートル以下であるものを除く）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	〳 2,500円
車 税	二 軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	イ 軽自動車	
		二輪のもの（含側車付）	〳 2,400円
		三輪のもの	〳 3,100円
		四輪以上のもの	
		乗用営業用	〳 5,500円
		乗用自家用	〳 7,200円
		貨物営業用	〳 3,000円
貨物自家用	〳 4,000円		
雪上走行用	〳 2,400円		
ロ 小型特殊自動車			
農耕作業用	〳 1,600円		
その他	〳 4,700円		
三 二 輪 の 小	型 自 動 車		〳 4,000円

その他の事業所得者		その他の所得者		計	
納税義務者	総所得額	納税義務者	総所得額	納税義務者	総所得額
1	393	1	823	177	55,581
5	2,680		—	198	86,220
1	371	6	11,571	219	114,911
1	1,186	2	2,673	238	126,543
2	1,618		—	258	156,006
2	1,495	1	647	273	195,175
2	1,703	2	1,437	309	283,694
1	789	3	5,456	364	364,495
1	789	2	4,089	358	388,017
	—		—	387	437,924
	—		—	461	525,164
	—		—	504	575,220
	—		—	517	646,673
	—		—	553	751,164
	—		—	569	885,327
	—		—	601	956,193
	—	1	893	692	1,158,822
	—	15	54,394	636	1,277,760

第二章 村の財政

第3表 個人村民税の総所得金額調(単位千円)

区分 年度	給 与 所 得 者		営 業 所 得 者		農 業 所 得 者	
	納 税 義 務 者	総 所 得 額	納 税 義 務 者	総 所 得 額	納 税 義 務 者	総 所 得 額
40	167	49,666	8	4,699		—
41						
42						
43						
44	179	73,875	13	8,973	1	692
45	193	90,458	19	12,511		—
46	220	112,579	14	9,233	1	872
47	237	139,736	18	13,802	1	850
48	255	179,808	15	13,225		—
49	278	249,820	26	30,048	1	686
50	328	317,653	32	40,597		—
51	332	350,846	22	31,277	1	1,016
52	359	398,223	28	39,701		—
53	430	482,219	31	42,945		—
54	470	531,180	34	44,040		—
55	488	605,887	29	40,786		—
56	515	693,963	38	57,201		—
57	530	797,237	39	88,090		—
58	549	880,629	52	75,564		—
59	560	939,134	57	94,162	74	124,633
60	541	1,042,559	60	144,940	20	35,867

第4表 固定資産評価額一覧表
(土地の部)

年度	区分	地目	地積	評価額
			㎡	千円
昭和45	宅山原	田畑	3,806	73,503
		地林野	123,216	293,254
			9,910	93,996
		計	14,127	460,753
48	宅山原	田畑	1,990,313	53,494
		地林野	1,764,517	5,737,195
			11,892,764	125,465
		計	15,647,594	5,916,154
51	宅山原	田畑	1,936,861	54,223
		地林野	2,842,078	10,496,306
			10,542,335	123,979
		計	15,321,274	10,674,508
54	宅山原	田畑	1,913,091	53,642
		地林野	3,160,998	11,352,634
			10,279,271	141,161
		計	15,353,360	11,547,437
57	宅山原	田畑	1,903,547	57,418
		地林野	3,280,652	12,347,937
			10,044,141	147,048
		計	15,228,340	12,552,403
60	宅山原	田畑	1,898,377	62,509
		地林野	3,414,008	13,266,671
			9,826,321	153,071
		計	15,138,706	13,482,251

第二章 村の財政

(家屋の部)

年度	区分		床面積	評価額	棟数
	木造	非木造			
昭和45	木造		21,888	151,194 ^円	1,270
	非木造		2,599	170,367	27
		計	24,487	321,561	1,297
48	木造		85,800	368,005	1,485
	非木造		13,500	320,750	35
		計	99,300	688,755	1,520
51	木造		98,893	966,974	1,193
	非木造		17,654	475,182	40
		計	116,547	1,442,156	1,233
54	木造		115,310	1,455,481	1,462
	非木造		18,807	544,560	41
		計	134,117	2,000,041	1,503
57	木造		146,133	2,402,019	1,856
	非木造		22,167	688,293	44
		計	168,300	3,090,312	1,900
60	木造		162,942	2,928,643	2,045
	非木造		50,428	2,174,852	36
		計	213,370	5,103,495	2,108

(償却資産の部)

年度	構築物	機械及 装置	器具 備品	自治大臣 が配分し たもの	知事が配 分したもの	合計	車 運搬 具
45	40,006	33,052	15,246			88,922	618
48	57,672	53,328	18,912	50,907		183,628	2,809
51	147,035	62,583	29,699	91,646		331,056	93
54	133,613	102,789	17,355	293,004		546,873	112
57	136,419	105,115	23,725	425,409		695,361	4,693
60	580,434	878,547	257,647	530,144		2,250,829	4,057

税客体内訳表

47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
98	93	93	97	93	99	117	117	129	151	151	173	198	226
25	19	13	14	13	11	9	8	9	10	10	9	8	9
7	7	6	7	6	6	7	7	7	7	5	8	8	10
130	119	112	118	112	116	133	132	145	168	166	190	214	245
8	4	4	3	3	4	4	3	2	4	6	10	15	15
11	8	3	1	1									
28	39	38	37	40	33	32	23	21	22	28	27	29	32
118	112	93	88	78	86	95	104	114	153	182	233	265	304
24	36	41	45	47	58	58	65	71	75	76	75	74	74
189	199	179	174	169	181	189	195	208	254	292	345	383	2
4	5	6	6	7	9	5	4	4	5	9	12	12	17
323	323	297	298	288	306	327	331	357	427	467	547	609	689

第二章 村の財政

第5表

軽自動車税課

区 分		年 度							
		40	41	42	43	44	45	46	
原 動 機 付 自 転 車	総排気量が0.05ℓ以下または定格出力が0.6KW以下のもの		102					111	102
	総排気量が0.05ℓをこえ0.09ℓ以下または定格出力が0.6KWをこえ0.8KW以下のもの		23					32	27
	総排気量が0.09ℓをこえまたは定格出力が0.8KWをこえるもの		16					10	8
	小 計		141					153	137
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	一 輪 車	二輪車（側車付のものを含む。）		22				12	10
		三 輪 車		66				19	15
	四 輪 車	乗 用	営業用自家用	11				26	28
		貨物用	営業用自家用	40				127	122
	農 耕 用 特 殊 作 業 用		21				20	19	
	小 計		160				204	194	
二 輪 の 小 型 自 動 車						2	4		
合 計		301				359	335		

第三節 財政規模の推移

村の行政一切をまかなう財政収入はこれを大別して一般財源と特定財源とに区別される。一般財源は村税、地方交付税、自動車取得税交付金など財源を税に求めている収入のほか、若干の使用料、財産収入、諸収入を総称している。これらの収入は自主財源として拘束なくあらゆる行政需要に対して自由に使える財源である。

これに対し特定財源とは国庫支出金、県支出金として村が実施する公共事業に対して国・県から交付される補助金。国・県から委託された業務に対し費途を特定されて交付される分担金、負担金等でその目的外に使えない紐付き財源である。村が執行する公共事業については国・県等から補助金等の財政援助が行われるのが通例であるが、この不足財源については地方債を起こすことができる。この村債も特定財源である。

市町村の財政力（言葉を換えて言へば自治能力）を判断するには右に述べた一般財源（自主財源）の多寡をもつてするのが常識であり、さらにその内に含まれる村税収入の比率が高いほど財政の安定度が高いとされる。

右の基準に当てはめて鳴沢村の昭和二十二年地方自治法施行後の財政規模の推移をみると正に飛躍的な発展をなしとげていることがわかるのである（第六表参照）。すなわち昭和二十二年度決算においてわずか四十三万三千円にすぎなかった村税収入が翌年は百万円台に乗り、逐次上昇をつげ昭和四十年には一千万円台となり、昭和四十九年度は実に一億九千万円の税収を計上するに至った。この上昇傾向はなお止まらず、昭和六十年年度決算においては五億四百五十一万一千円を計上している。この現象は戦後わが国の経済発展に伴うものと理解すればあえて驚くにあたらないとする向きもあるが、県下各町村一般の水準を抜くものとして注目し値するものである。この税収の内容はどうか

か（第七表参照）。税収の首位は固定資産税である。これは広大な富士国立公園観光地として急ピッチで開発が進む土地に対する価格の上昇に伴うものと見てよいだろう。税収の第二位は村民税である。この増収は観光地として都市化が進み、増大する第二次、第三次産業従事者がもたらす所得の向上であることはいうまでもない。税収の第三位は昭和四十九年に新設された特別土地保有税である。この税は土地の開発にとりまわらずに土地価格の安定を目的とし新設されたものであるが、この制約を超えて観光資本がいかにかに競合したかを証明するものであって、鳴沢村の有力財源となっている。以下その他の諸税も累年上昇傾向をたどっているがこれは経済発展にとりまわらず自然増とみてよいだろう。

次に村税と地方交付税の関係である。

地方交付税は第一節で述べたとおりその町村の主財源である税収の不足を補うものとして国税三税の内から交付されるものであるが、その額はおおむね村税収入を上まわっている。それは地方所在町村がいかにかに財政力がとほしいかを物語っている。鳴沢村もかつてはその軌を同じうしたものであったが昭和四十九年度において村税収入が地方交付税収入を上まわるに至った。すなわち村税収入一億九千万円に対し地方交付税九千九百万円で約一億円の超過額を示している。

次に一般財源として注目されるのが財産収入である。財産収入には預金利子等の収入が計上されるが、本村の場合には開発にとりまわらず山林等の売却益が主要なものであって、昭和五十七年度においてはその額一億五千万円を計上している。この増加傾向はまだ当分の間つづき村財政をうるおすであろう。娯楽施設利用税交付金は県から交付されるゴルフ場にかかわる収入で、昭和四十一年度以降累年増加傾向をたどっている有力財源である。

特定財源である国、県支出金の収入額は昭和四十九年度を契機として急上昇している。これは老人福祉センターの

算状況表(単位千円)

県 支出金	財 産 収 入	寄付金	娯楽施設 利用 税金 交付金	繰入金	繰越金	諸収入	村 債	合 計
44.4	0.6			49.1	2.4	18.8	20	836.6
120.6	0.5			95.4	114.1	37.1		2,052.6
183.9	372.5			122.7	384.7	48.1		3,704
237.2	1,087.7			39	180	30.3		6,174.2
136.7	1,780.7			96	1,697.4	1,122.8		9,564.3
523	4,273.9			539.9	169.4	763		12,317.9
1,438	2,022	170		782	699	1,035		11,891
495	2,550			642	189	698		10,765
1,310	11,834	50		397	190	1,642		22,371
1,236	8,057			2,721	2,071	1,662		23,351
1,786	10,094			390	2,235	6,147		29,879
1,852	4,349			229	1,759	406		28,843
2,873	31,615			1,133	1,984	2,773		56,571
2,409	7,020			30,962	1,944	2,537		63,996
1,498	7,522	2,000		691	2,635	1,654		38,243
1,146	7,121	750		968	3,860	4,321		46,289
1,256	1,612	40,000			3,351	3,999		82,044
4,242	5,713	8,994	1,441		3,793	5,133		68,296
4,154	6,067	1,480	1,906	32,128	3,434	9,003		99,601
4,982	2,404	1,800	1,883	4,645	3,636	9,052		84,050
15,271	2,443	3,000	2,633		4,541	9,086		108,534
7,253	2,417	6,580	2,842		5,464	10,659		125,262
10,791	3,255	3,500	5,985	3,573	7,148	10,854		165,103
11,604	2,985		7,324		6,650	20,556		195,933
12,247	5,430	1,000	14,367		6,982	19,690	13,000	255,921
33,228	10,204	15,300	16,453	34,115	4,091	21,773	45,400	511,076
18,823	8,054	6,500	18,490		4,541	15,814	58,800	402,716
41,818	14,027	26,500	20,034		4,567	12,855	35,100	505,860
26,421	16,488	1,300	18,715		6,584	15,028	10,000	514,173
52,576	19,634	1,600	19,377		6,017	16,267	33,600	591,487
81,190	17,382	1,600	19,789		8,487	15,541	46,900	732,063
105,521	29,123	4,300	19,106	75,444	16,704	18,558	133,200	1,120,757
61,678	81,893	1,300	10,429	4,925	15,919	25,258	23,000	845,324
55,105	133,837	1,300	9,917	21,290	10,428	25,515	15,000	971,556
30,800	55,681	1,300	23,200		9,061	23,862	15,000	869,164
53,174	35,191	1,300	26,544		37,857	25,233	15,000	906,788
22,434	37,775	1,300	29,554	164,397	46,211	26,571	15,000	1,112,942

第二章 村の財政

(第6表) 一般会計決

歳入の部

年度	科目 村 税	地方 道路 譲与 税	自動車 取得税 交付金	自動車 重量 譲与税	地方 交付税	交通 安全 対策 交付金	臨時 地方 財政 交付金	分担金 及 負担金	使用料 手数料	国 庫 支 出 金
昭和22	433								1.6	266.7
23	1,123.7								3.9	557.3
24	1,937.8								5	649.3
25	1,132.5								5.7	598.8
26	1,380.8								14.4	409.5
27	1,460.2								159	478.6
28	1,509								62	366
29	2,010								39	352
30										
31	2,771								31	133
32	2,902								48	104
33										
34	2,588							67	64	215
35	2,810							285	57	9,432
36	3,269							363	69	1,887
37	5,374							301	115	1,405
38	6,618							394	118	1,455
39	9,524							490	106	1,322
40	10,141							562	133	1,459
41	9,497							615	101	5,670
42	10,232						465	627	145	2,665
43	16,713		1,593				403	737	157	3,120
44	19,643		2,602			126		854	178	2,740
45	18,223		3,032			94		1,010	187	4,028
46	21,686		3,236	507	88,592	166		983	188	4,639
47	25,650		3,585	2,352	106,249	346		2,038	252	6,342
48	40,880		4,591	2,491	122,673	415		2,533	252	9,370
49	190,109		6,380	4,354	99,156	458		3,745	216	26,094
50	186,531		8,572	5,655	50,858	578		3,748	242	15,510
51	235,414	2,749	9,037	7,271	73,424	576		4,090	404	17,994
52	271,989	3,141	10,454	8,195	98,165	648		4,826	562	21,657
53	262,411	3,463	12,290	8,112	125,583	730		5,621	833	23,373
54	272,546	6,311	13,980	10,068	170,457	664		6,063	1,057	60,028
55	290,056	7,153	13,486	9,720	226,037	450		7,817	1,418	164,664
56	285,245	7,893	16,498	11,039	234,893			7,024	2,435	55,895
57	312,754	8,157	16,467	11,121	273,266			10,116	2,715	44,568
58	323,185	8,696	18,407	12,450	277,607			12,588	3,555	53,792
59	392,596	7,874	18,972	12,211	230,540	682		14,673	3,520	31,421
60	504,511	7,955	19,357	11,117	193,506	856		13,616	3,169	15,613

教育費	災害復舊費	財産費	統計調査費	選挙費	公債費	諸支出金	地方振興費	合計	歳差引出額
42.7		0.6	4.9	5.9	0.3	29	3.2	722.5	114.1
169.5		8.6	9.9	8.1	7.4	42.4	14.5	1,667.9	384.7
397.2		382.9	15.7	19.1	0.3	287.5	32.8	3,524	180
1,336		2.3	36.9	44	0.3	272.6	67.5	4,476.8	1,697.4
787.7		111.7	14.7	44.1	0.3	4,588.6	114.3	9,394.9	169.4
4,600.2		105.4	10.6	253.4		2,743.1	127.2	11,618.9	699
1,948		1,199	14	158	32	1,704	211	11,703	188
2,060		247	14	156	39	2,540	271	10,512	253
2,263		411	25	81	382	6,976		20,300	2,071
2,267		925	44	21	430	6,262		21,078	2,272
14,002		2,056	79	223	610	3,059		28,120	1,759
3,312		266	183	107	658	3,210		26,860	1,984
3,052		30,423	120	43	497	3,903		54,628	1,944
10,816		611	465	258	497	4,383		61,361	2,635
4,942		4,717	105	348	497	7,155		34,382	3,860
8,144					701	1,871		42,938	3,351
6,572					905	41,997		78,251	3,793
8,029					831	3,416		64,862	3,434
6,654					757	3,936		95,965	3,636
14,656					757	3,874		79,509	4,541
9,905					757	4,536		103,070	5,464
12,338					757	2,098		118,114	7,148
13,568					757	11,746		158,453	6,650
17,820					757	31,648		188,951	6,982
21,764					757	54,480		251,830	4,091
238,594					2,355	72,835		506,535	4,541
36,684					5,933	51,346		398,149	4,567
42,495					10,805	81,118		499,276	6,584
85,493					14,321	33,188		508,156	6,017
96,359					21,787	38,627		583,000	8,487
65,446					27,201	28,118		715,359	16,704
505,982					31,362	28,819		1,104,838	15,919
118,017					41,945	81,964		834,896	10,428
180,864					47,445	153,901		962,495	9,061
229,443					50,875	36,078		831,307	37,857
102,523					53,694	94,347		860,577	46,211
90,037					54,122	37,881		1,072,693	40,249

第二章 村の財政

歳出の部

年度	科目 議会費	総務費 (役場費)	民生費 (社会及 労働施 設費)	衛生費 (保健衛 生費)	農林業費 (産業経 済費)	商工 費	土木費	消防費 (警察消 防費)
昭和22	5.3	285.1	199.4	1.8	137.1			7.2
23	16.6	671.2	351	9.2	339.7		0.1	19.7
24	49.2	1,209.8	449.7	72.7	509.9			97.2
25	119.8	1,228.3	423.8	190.5	495.8		35	221
26	122.7	1,642.1	223.4	236.8	442.9		300	825.6
27	258.1	1,857.5	33.3	407.3	566.9		30	355.8
28	479	2,535	43	447	2,329		200	437
29	510	2,268	116	380	849		700	362
30								
31	489	2,739	151	292	1,865		302	4,324
32	514	2,652	2,597	271	1,495		305	3,295
33								
34	595	2,605	795	557	2,586		325	628
35	738	3,152	1,424	957	6,475		5,710	668
36	919	5,804	1,885	520	4,743		1,612	1,107
37	1,225	37,397	2,185	423	1,890		540	671
38	1,582	6,870	2,484	411	1,929		2,592	750
39	2,078	8,357	7,177	4,548	6,436	181	2,457	988
40	2,393	9,196	5,552	790	6,270	635	3,060	881
41	2,565	15,476	6,503	7,706	14,702	275	4,035	1,324
42	2,824	15,231	6,437	35,062	12,845	303	10,465	1,451
43	3,572	23,317	7,572	1,821	11,055	1,494	8,765	2,626
44	4,484	18,325	8,796	3,184	25,110	2,065	22,941	2,967
45	5,353	22,737	9,079	3,973	13,786	657	37,737	9,599
46	7,226	23,923	10,955	16,093	23,140	579	41,568	8,898
47	8,272	30,844	17,283	8,761	20,398	465	44,952	7,749
48	10,257	34,940	25,788	5,914	21,733	1,158	59,229	15,610
49	14,434	46,513	26,949	9,087	18,262	851	58,043	18,612
50	15,621	85,014	36,158	13,116	38,550	1,633	90,409	23,685
51	17,479	70,272	47,970	25,270	74,235	2,386	103,244	24,002
52	19,020	104,322	50,973	36,290	37,394	1,859	96,126	29,170
53	22,158	85,390	56,382	33,980	87,994	1,979	105,648	32,196
54	25,349	102,402	183,066	17,328	84,334	2,122	149,388	30,605
55	27,343	82,642	77,112	16,948	136,240	4,392	155,284	38,714
56	30,057	117,322	80,331	17,838	100,928	3,726	204,174	38,594
57	32,810	98,660	81,560	18,452	83,585	3,610	219,943	41,665
58	32,906	92,172	73,610	29,444	59,715	3,827	185,701	37,536
59	32,676	100,834	74,955	28,786	93,452	2,923	243,351	33,036
60	33,127	377,896	83,791	23,907	72,807	5,985	260,652	32,488

収納状況

木材 引取税	特 土 保 有 税	別 地 税	県 税 附 加 税	雑 種 法 普 通 税	税 外 税	地 方 分 与 税	合 計
			88.1	1.5		248.3	433
			206.7	1.3		711	1,123.7
			423.5	11.3		1,176	1,937.8
40.3				186.1			1,132.5
201.9				98.4			1,380.8
211.2				23.1			1,460.2
230				11			1,509
261				14			2,010
760				12			2,771
852				10			2,902
450				2			2,588
761				2			2,810
422							3,269
994							5,374
50							6,618
1,151							9,524
1,446							10,141
22							9,497
1,654							10,232
1,113							16,713
156							19,643
2,098							18,223
83							21,686
294							25,650
1,476	96,967						40,880
695	59,545						190,109
80	72,607						186,531
73	96,456						235,414
297	77,782						271,989
	69,646						262,411
30	63,516						272,546
	47,804						290,056
	38,426						285,245
	40,702						312,754
	34,293						323,185
	26,333						392,596
							504,511

第二章 村の財政

(第7表) 村税目別

区分 年度	村民税	固定 資産税	自転車 税、軽自 動車税	たばこ 消費税	電気税	鉱産税
昭和22	61.4		33.7			
23	172.0		32.7			
24	284.6		42.4			
25	325	379.3	121.7		80.1	
26	293.2	534.2	121.5		131.6	
27	295.4	629.2	130.1		171.2	
28	347	618	134		169	
29	349	767	146		191	
30				282		
31	356	931	150	338	224	
32	374	956	146	319	245	
33						
34	378	1,036	30	384	308	
35	194	1,059	50	411	333	
36	635	1,245	95	479	393	
37	769	2,186	179	623	623	
38	899	3,764	291	756	858	
39	1,312	4,488	373	1,346	854	
40	1,269	4,533	445	1,533	915	
41	1,535	4,585	463	1,762	1,130	
42	1,293	4,685	512	2,476	1,266	
43	4,440	6,013	586	2,459	1,561	
44	5,963	6,929	618	3,306	1,714	
45	4,934	7,609	601	3,285	1,638	
46	4,389	8,938	592	3,623	2,046	
47	7,548	11,188	565	4,042	2,224	
48	8,056	25,351	583	4,677	1,919	
49	16,782	67,974	532	4,613	1,765	
50	16,978	102,476	513	4,697	1,627	
51	15,059	140,156	674	4,804	2,034	
52	16,129	148,852	684	7,374	2,421	
53	21,372	152,563	680	7,139	2,578	
54	22,080	169,494	750	7,484	3,092	
55	25,608	187,563	856	7,662	4,821	
56	28,102	194,232	969	8,583	5,555	
57	44,142	214,825	1,108	9,102	5,151	
58	50,284	210,841	1,335	10,515	9,508	
59	99,962	229,627	1,673	11,593	15,448	
60	196,569	246,399	1,909	12,955	20,346	

建設に基づくもので、以降各年次にわたり道路、水路整備・保育所・義務教育施設整備等大規模な公共投資に対して国、県補助金の交付をみている。

こうした事業実施については国、県等の補助金と村の自主財源のみでは財源不足を招く。この補てん財源として起債が認められるが、昭和四十九年度以降これが計上されるに至った。

財政規模の推移を要約すれば右のとおりである。これをもつてして鳴沢村の行政はどのように運営されてきたか。その内容を概観したものが第六表歳出の部に示すとおりである。

(関連記事第五章第一節)

第四節 村の資産と負債

鳴沢村が昭和六十一年三月三十一日現在で所有する資産は第八表のとおりである。右同期における村債の内訳は第九表のとおりである。

(第8表) 村有財産 (昭和61. 3. 31現在)

1 公有財産

(1) 土地及び建物

区 分	土地(地積)	建 物			
		木造(延面積)	非木(造延面積)	計	
本 庁 舎	2475 ^m ²	^m ²	1019 ^m ²	1019 ^m ²	
その他の行政機関	491		131	131	
公共用財産	学 校	21, 227		3, 377	3, 377
	公 営 住 宅 園	3, 751			
	その他の施設	157, 414	980	4, 396	5, 376
山 林 そ の 他 合 計	3, 881, 554				
	17, 408				
	4, 084, 320	980	8, 923	9, 903	

第二章 村の財政

(2) 山林

土地の権利の区分	面積	立木の推定蓄積量
所有	3,881,554 ^{m²}	2,581 ^{m³}
分収	2,309,802	6,199
合計	6,191,356	8,780

(3) 有価証券

区分	金額
株券	547,500円
社債券	978,098
	1,900,000

(4) 出資による権利

区分	金額
農業信用基金出資金	1,180,000円
山梨県家畜産物衛生指導協会出資金	90,000
農業後継者育成基金協会	475,000
富士北麓森林組合	1,655,000

2 債権

区分	金額
学校給食費支払基金	200,000円
国民健康保険診療報酬支払基金預託金	960,000
山梨県信用保証協会寄託金	5,000,000

3 基金

区分	金額
財政調整基金	411,796,077円
国民健康保険運営調整基金	40,576,232
国民年金印紙購入基金	9,603,173
土地開発基金	151,699,453

4 物品

区分	台数
自動車	14台

(第9表) 村債一覽表(昭昭61. 3. 31現在)

(單位千円)

借入年度	資 金 名	借 入 先	借入(千円) 金額	未償還 金(千円)	利率%
49	老人福祉センター建設費	大 蔵 省	35,400	24341	8
51	水路新設道路舗装工事	山 梨 県	13,000	1,300	6.5
〃	財政対策資金	鳴沢村農協	13,300	1,663	7
52	過疎対策資金	山 梨 県	10,000	2,000	6.05
53	道路改良	〃	15,000	4,500	6.05
53	農業基盤整備	大 蔵 省	3,700	1,597	6.05
〃	林道事業	〃	7,900	3,411	6.05
〃	林道整備	〃	7,000	5,196	6.05
54	道路改良事業	山 梨 県	15,000	6,000	6.5
〃	保育所建設	大 蔵 省	15,200	13,650	7.15
〃	林道事業	大 蔵 省	12,700	7,236	7.15
〃	防災無線施設	大 蔵 省	4,000	2,279	7.15
55	道路改良事業	山 梨 県	15,000	7,500	6.5
〃	義務教育施設整備	郵 政 省	103,900	99,832	7.5
〃	林道事業	大 蔵 省	14,300	9,894	7.5
56	道路改良事業	山 梨 県	15,000	9,000	6.5
〃	林道事業	大 蔵 省	8,000	6,408	7.3
57	道路改良事業	山 梨 県	15,000	10,500	6.5
58	道路整備事業	〃	15,000	12,000	6.5
59	〃	〃	15,000	13,500	6.5
60	〃	〃	15,000	15,000	5.5
38	水道事業	大 蔵 省	5,000	1,094	6.5
41	〃	〃	4,000	2,396	6.5
42	〃	〃	26,000	15,959	6.5

(岡 達 男)